

大分大学医学部附属病院看護部長及び副看護部長選考内規

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院規程施行細則（平成16年医学部細則第1-1号）第11条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院看護部長及び副看護部長候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 看護部長又は副看護部長が国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第12条の2に規定する役職定年により降任するとき。
- (2) 看護部長又は副看護部長が定年退職するとき。
- (3) 看護部長又は副看護部長から辞任の申出があり、受理されたとき。
- (4) 看護部長又は副看護部長が欠員となったとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては60日前までに、前項第3号又は第4号に該当する場合にあっては速やかに看護部長及び副看護部長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置して、選考を開始しなければならない。

(候補者の資格)

第3条 看護部長候補者となることができる者は、人格識見に優れ、心身ともに健康であり、看護業務を円滑に遂行するための統率力及び管理能力に優れた次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 看護師として十分な経験を有し、当該経験のうち5年以上看護師長としての経験を有する者
- (2) 看護師免許を有する看護系教授、准教授又は講師で看護に関する十分な経験を有する者
- (3) 前二号に規定する者と同等の資格及び経験を有すると認められる者

2 副看護部長候補者となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前項に規定する看護部長候補者となることができる者
- (2) 看護師としての十分な経験を有し、当該経験のうち3年以上看護師長としての経験を有する者
- (3) 前号に規定する者と同等の資格及び経験を有すると認められる者

(選考方法)

第4条 看護部長候補者は、原則として公募の上、選考するものとする。

2 副看護部長候補者は、原則として大分大学医学部附属病院の看護師長からの公募の上、選考するものとする。

3 病院長は、委員会の選考結果に基づき候補者を決定し、病院運営委員会に報告するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 看護学科の教授（看護系） 1人
- (4) 看護部長
- (5) 医学・病院事務部長
- (6) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第3号及び第6号の委員は、病院長が指名する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の解散)

第9条 委員会は、当該候補者の選考の終了をもって解散する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部課総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 記

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

付 記

この内規は、平成18年11月29日から実施する。

付 記

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年医学部附属病院内規第1-1号)

- 1 この内規は、平成20年12月24日から施行する。
- 2 この内規施行の前日に在任する副看護部長の任期は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年医学部附属病院内規第1-1号)

この内規は、平成21年12月25日から施行する。

附 則 (平成30年医学部附属病院内規第1-1号)

この内規は、平成30年12月25日から施行する。

附 則 (令和5年医学部附属病院内規第1-5号)

この内規は、令和5年9月27日から施行する。